

平成25年教育委員会第8回臨時会会議録

開会日時 平成25年8月29日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午後 0時10分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 松 本 實
同職務代理 杉 浦 容 子
委 員 佐 藤 昭
委 員 面 田 博 子
委 員 竹 高 京 子
教育長 塩 澤 雄 一

議場出席委員

・教育次長	濱中 輝	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	田口 浩信	・教育計画推進担当課長	若林 繁
・施設課長	伊藤日出夫	・学務課長	石合 一成
・指導室長	岡部 良美	・統括指導主事	志村 昌孝
・統括指導主事	光山 真人	・地域教育課長	小曾根 豊
・生涯学習課長	今井 英敬	・生涯スポーツ課長	竹嶋 和也
・中央図書館長	橋本 幸夫		

書 記

・企画係長 菊池 嘉昭

開会宣言 委員長 松 本 實 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 松 本 實 委員 杉 浦 容 子 委員 塩 澤 雄 一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 ただいまから、平成25年教育委員会第8回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は、私に加え、杉浦委員と塩澤教育長をお願いいたします。

それでは、議事日程に入ります。

議案第26号「平成25年度葛飾区一般会計補正予算に関する意見聴取（第2号・教育費）」について上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、議案第26号「平成25年度葛飾区一般会計補正予算（第2号・教育費）」に関する意見聴取についてご説明いたします。

提案理由でございます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき区長から意見を求められましたので、異議のない旨を区長に回答したいというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、平成25年度一般会計補正予算（第2号）につきまして、教育委員会に係る部分についてご説明いたします。

6ページをお開きいただきたいと思います。第8款教育費の補正額でございます。補正額は9億4,552万2,000円の減額で、補正後の予算総額は138億5,400万3,000円となります。なお、一般会計全体の補正額は、一番下にありますように、4億4,524万8,000円でございます。

次の8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。

教育費に係る部分は、まず第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第5目教育費補助金でございます。補正額は3,481万4,000円の減額で、右のページの1の理科器具整備費は、国から追加配当されました補助金で、歳出連動で計上するものでございます。5の学校施設環境改善交付金は、水元体育館改築の工事費減額に伴う減額でございます。

下のほうの第17款繰入金、第1項同名、第1目基金繰入金は6,700万円の減額で、水元体育館改築工事費の減額に伴います公共施設建設基金からの繰入金の減額でございます。

次の10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。第20款特別区債、第1項同名、第4目教育債は8億4,200万円の減額で、これも水元体育館改築工事費の減額に伴うものでございます。

次の12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。

第8款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費は補正額297万8,000円で、病院誘致に伴います旧松上小学校校舎等解体設計委託費の計上でございます。

次の14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額2,450万円と、次の16ページ、17ページの第3項中学校費、第1目学校管理費の

補正額2,200万円は、いずれも、国から補助金の追加配当に伴います小・中学校全校への理科器具購入費の計上でございます。

次の18ページ、19ページをお開きいただきたいと思います。第7項社会体育費、第2目社会体育施設建設費は、補正額9億8,500万円の減額で、水元体育館工事敷地からダイオキシン等を含んだ廃棄物が確認されまして、地中調査等によりまして工事を一時中断したため、本年度の本体工事費を減額するとともに、工事監理業務委託費と本体工事費の工期を延伸するために債務負担行為を補正するものでございます。

次の20ページをお開きいただきたいと思います。債務負担行為の補正でございます。下二つが、ただいま説明したように、水元体育館の改築工事、それと工事監理業務委託の期間をそれぞれ27年度まで1年間延伸するため債務負担行為を補正するものでございます。

次の21ページは、特別区債の補正でございます。水元体育館改築工事費の減額に伴いまして、今年度の起債の限度額を8億4,200万円減額して1億2,300万円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

杉浦委員。

○杉浦委員 9ページです。理科器具整備費、それから5の学校施設環境改善交付金は、今、ご説明がございました。理科器具の整備経費は国と都から全額補助があるわけですけれども、この理科器具は、小・中学校でそれぞれあるのでしょうか、主にどんな器具を購入されたのでしょうか。まずそれが1点です。

それから、先ほど水元体育館の分を減額というご説明がございました。庶務課長からの説明の中にダイオキシンが発生して工事が遅れるとありましたが、この9ページの減額の部分は、工期が遅れて今年度だけ減額という意味に捉えてよろしいでしょうか。

その2点をお願いします。

○委員長 学務課長。

○学務課長 まず1点目の理科器具の種類でございます。主に小学校につきましては、計量器、あるいは実験機器・器具、標本、模型等々でございます。細かく申し上げますと、上皿てんびんですとか、電子てんびん、あるいは実験用の器具でいきますと、自家用コイル、磁気ですね。それから、植物育成セット、あるいは園芸セット、充電器チャージャー。そういう細かなものになります。標本も、いわゆる石の標本ですとか、火山の噴出物の標本ですとか、そういうもの。模型は、人体模型等々でございます。こういった形で細かに国のほうから規定をされているものでございます。

また、中学校におきましても、同じように、計量器、あるいは実験器具、また標本、模型

等々が規定されているものでございます。

以上でございます。

○委員長 庶務課長。

○庶務課長 二つ目の学校施設環境改善交付金でございます。今年度、工事費の減額がございますけれども、その金額が26年、27年と玉突きで遅れるといった形で、総額の変更はございません。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 今、理科器具の整備経費について課長からご説明がございました。葛飾区が理科教育に力を入れているということがこの補正予算にもしっかりと示されていると思っています。その中で、特に今お話がございましたけれども、耐震ですね。地震が発生したときを想定して、理科器具の保管・整備をきちんとしていただきたい。細かいビーカーなど壊れやすいものもありますよね。その辺を再度確認していただいて、耐震の対応をきちんとしていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長 ほかにご質問等ございますか。

面田委員。

○面田委員 水元体育館の工事が1年遅れるという話が出ておりました。たしかダイオキシンとかそういうものが出てきたとこの前伺いました。遅れることは残念だけれども、建物を建ててからではもう間に合いませんので、安全面にかかわる調査なり、それに対する対応などは十分にしていっていただきたいと思います。

○委員長 ほかにございませぬか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長 お諮りをいたします。

議案第26号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第26号「平成25年度葛飾区一般会計補正予算に関する意見聴取」につきましては、原案のとおり可決といたします。

次に、第27号「教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検・評価」について上程をいたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、議案第27号「教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検・評価」についてご説明申し上げます。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況について点検・評価を行う必要があるので、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、1「目的」でございまして、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価を行うことにより、その実施上の課題や取り組みの方向性を明らかにし、教育施策の一層の充実を図ることを目的に実施するものでございます。

2「実施内容」でございまして、平成24年度に執行した施策や事務事業の管理及び執行の状況を取りまとめた後、学識経験を有する者の意見を聴取した上で、教育委員会が自己点検及び評価を実施し、その成果を区議会に報告するとともに、区民に公表するというものでございます。

3「学識経験者の意見」でございまして、千代田区立教育研究所長の角田先生と埼玉大学教授の沢崎先生からそれぞれご意見をちょうだいしてございます。これについては前回ご説明申し上げましたので、今回は省略させていただきます。

4「点検・評価の結果」でございまして、最後の行にありますとおり、平成24年度に実施しました教育振興ビジョン（第2次）及び生涯学習ビジョンの各施策や主要事業を中心に点検・評価を実施したところでございます。8月9日の本委員会での議論を踏まえまして、今回、本委員会としての点検・評価を取りまとめたものでございます。説明は、別添で後ろにつけております4枚ものの資料でご説明申し上げます。前回から修正を加えた部分を中心に整理した資料でございます。これの4ページをお開きいただきたいと思います。

2「豊かな心の育成」の（4）のところでございます。※がついてはいますが、「健全育成、生活指導の充実」についてでございます。CAP講習会は縮小傾向のため、前回のご意見を踏まえまして文言を削除したということと、言い回しを変えさせていただいた整理としてございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。（4）「生活習慣の向上」のところでございます。これも言い回しを変えて整理をさせていただきました。

最後、裏面の8ページをお開きいただきたいと思います。5「かつしか地域スポーツクラブの推進」というところでございます。これは、カタカナの「こやのエンジョイクラブ」を、正式名称の平仮名の「こやのエンジョイくらぶ」に変えさせていただきました。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明についてご質問等ございますか。

よろしいですか。

（「結構です」の声あり）

○委員長 それでは、お諮りをいたします。

議案第27号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第27号「教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検・評価」については、原案のとおり可決することにいたします。

続きまして、第28号「異議申立てに対する決定について」を上程いたします。

学務課長。

○学務課長 議案第28号「異議申立てに対する決定について」でございます。

提案理由でございますけれども、就学援助否認定等決定処分に係る異議申立てに対し、行政不服審査法第47条の規定に基づく決定をする必要があるため、本件を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきたいと思っております。

決定でございます。異議申立人が平成25年6月26日付で提起した平成25年6月11日付就学援助費認定及び就学援助費否認定の処分に対する意義申立てについて、次のとおり決定するというものでございます。

主文といたしましては、本件異議申立てを棄却するというものでございます。

理由といたしましては、第1の1にございますとおり、異議申立ての趣旨でございますけれども、葛飾区教育委員会が異議申立人に対しまして、平成25年6月11日付で行った申立人の子二人に係る平成25年度の就学援助費認定及び就学援助費否認定の決定について、その取り消し及び準要保護者（一般）の適用を求めるという申立てでございます。

その理由といたしましては、申立人の平成24年度の給与所得控除後の金額が準要保護者の認定基準を下回っており、就学援助を受給する要件を満たしているにもかかわらず、本件処分を行ったことは、違法または不当というようなことでございました。

第2に「当庁の認定事実及び判断」でございます。

まず、認定の事実でございますけれども、次の2ページをごらんいただきたいと思っております。中ほどの(2)のところをごらんいただきたいと思っております。申請書の同意事項に基づきまして、委員会——教育委員会でございますけれども——は、就学援助費支給の審査に必要な範囲で住民基本台帳及び特別区民税・都民税の台帳により申立人に係ります世帯情報、課税情報について確認し、次に掲げる事実を確認したところでございます。

アといたしましては、世帯構成といたしまして、申立人、申立人の妻、子ども二人でございます。小学校6年生、小学校3年生の4人世帯であること。また、申立人が子ども二人の保護者であるということでございます。

イの申立人でございますけれども、平成24年における総所得金額等は307万2,800円であること。

ウの申立人の妻につきましては、平成24年度における総所得金額等は52万3,044円であること。

エでございますけれども、平成24年における申立人の世帯の総所得額は359万5,844円であることを確認したところでございます。

続きまして、2「当庁の判断」でございます。以下、要綱の規定の一つずつ照らし、確認をした記述がずっと続いておりますけれども、最終的には6ページをごらんいただきたいと思います。

6ページのウの部分でございます。2行目からでございますが、最終的には、前年における申立人の世帯の総所得金額等は359万5,844円であり、当該額は、一般基準額である346万1,689円を上回っている。したがって、子ども二人の準要保護者（一般）の要件を満たさないというところでございます。

一方、費目認定基準額は371万8,498円であることから、当該世帯の総所得金額等は費目認定基準額を下回っている。準要保護者（費目認定）は、小学校1年生・6年生及び中学校1年生・3年生のいずれかの児童が対象であることから、小6の子につきましては準要保護の費目認定の要件に該当するが、小3の子につきましては該当しないということ。

以上のことから、本件の処分につきましては、要綱及び要領の基準に沿った適正な処分でございます。違法または不当な点はないということで結論づけてございます。

3にございますように、以上のとおり、こういった形で決定をし、主文のとおり決定をしていくということでございます。最後のところに書いてございますけれども、この決定につきましては、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に葛飾区を被告として決定の取り消しの訴えを提起することができるということでございます。

それからあとの添付書類につきましては、証拠書類として参考までにつけさせていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ご質問、ご意見等ございますか。

竹高委員。

○竹高委員 この通知がされた後に、保護者の方の対応というのは、現在ではどういう形であるのか、教えていただければと思います。

○委員長 学務課長。

○学務課長 当初は電話のお問い合わせがございました。申立人の方はご夫婦で所得があるわ

けでございますけれども、申請書そのものは、ご主人のほうの申請額のみで申請をされてきて、基準額で該当しているのではないかというようなお話がございました。その段階で、実は奥様にも所得がおありになるのではないのでしょうかというお話をさせていただきまして、ご本人もそれは確認をされたところでございます。ただ、ご本人としては、それらの決定の結果を文書でいただきたいというような申し出がございましたので、このような手続になったということでございます。

以上です。

○委員長 竹高委員。

○竹高委員 こういう手続の際に、保護者の方で、その様式を全部読んでも、そここのところにご主人の分と奥様の分ときちんと明記するというを読み落としてしまう方とかも中にはいらっしゃるって、こういうことが起きるのかなとも感じます。これを本当に必要としているご家庭はたくさんあると思いますので、できるだけわかりやすい対応で接していただけると、こういう行き違いとか、そういう点も減るのかなと思います。多分、皆さん、一生懸命対応していただいているとは思いますが、区のシステムになかなかなじめない保護者の方がたくさんいらっしゃいますので、ぜひやわらかい対応でよろしく願いいたします。

○委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 ないようですので、お諮りいたします。

議案第28号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第28号「異議申立てに対する決定について」は、原案のとおり可決することといたします。

次に、第29号「平成26年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について」、上程をいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、私のほうから、議案第29号「平成26年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について」、ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づきまして、平成26年度使用の義務教育諸学校用教科用図書を採択する必要がありますので、本案を提出するものでございます。

この件につきましては、前回の第8回教育委員会定例会におきまして、採択に向けて検討経過をご報告させていただいたところでございますが、本日は、教育委員の皆様へ採択の審議を

させていただきますとともに、採択の決定を行っていただきますので、私のほうから再度提案をさせていただきますと存じます。

まず初めに、小学校・特別支援学校及び中学校の検定済み教科書の採択についてでございます。資料を2枚おめくりいただきまして、1ページと2ページになります。ご説明をさせていただきます。

小学校及び中学校で使用いたします教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第14条の規定によりまして、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとされております。採択の時期は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の施行令第13条第1項に規定するところによりまして、前年度の8月31日までに行うこととなっております。また、同一の教科用図書を採択する期間は4年とされており、現行の小学校用教科書は、平成23年度から平成26年度までの4年間、中学校用教科書につきましては、平成24年度から平成27年度までの4年間、同一の教科書を使用することとなります。これにつきましては、前回、ご確認をいただきましたが、1ページ、2ページの採択一覧表のように、今年度と同一の教科用図書を採択することとなりますので、これにつきましてもご審議をお願いできればと思っております。

次に、3ページからになります。3ページから6ページまで資料をご用意させていただきましたが、来年度、平成26年度に使用いたします、学校教育法の附則第9条で規定されております特別支援学級での使用予定の一般図書の採択でございます。学校教育法の附則9条に規定をいたします特別支援学級で使用いたします一般図書につきましては、同法の施行規則第139条の規定によりまして、教科により、当該学年用の文部科学省検定済教科書を使用することが適当ではないときに、他の適切な教科書を使用することができる旨、定められております。また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に規定をいたします、同一の教科用図書を採択する期間の4年が除外されておりますので、子どもたちの障害の程度や種類、特性などに応じて、毎年、採択替えを行うことができとなっております。

このことにつきましても、前回ご報告させていただきましたように、各学校が子どもの実態に応じて調査研究をいたしまして、学校長が責任を持って教育委員会のほうに報告をしてきたものでございます。また、児童・生徒の障害の種類、程度、能力、特性等に応じて十分配慮した内容となっておりますので、これも3ページから6ページの一覧表のとおり、採択をしていただければと思っております。

以上、平成26年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択につきましてご説明をさせていただきました。ご審議並びに採択の決定につきましてよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○委員長 それでは、「平成26年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について」、審議に入ります。

何かご質問、ご意見等はありませんか。

杉浦委員。

○杉浦委員 教科書の展示会のことでございますが、展示会には大体どのくらいの方が閲覧に来られたのでしょうか。また、閲覧者の方々から教科書につきましてのご意見等がございましたら、ご説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長 指導室長。

○指導室長 お答えさせていただきます。

平成26年度に使用いたします教科用図書につきましては、総合教育センターにおきまして、6月14日の金曜日から29日の土曜日まで教科書展示会を実施させていただきました。こちらの展示会につきましては、「広報かつしか」やホームページで区民の方にお知らせさせていただきましたが、閲覧者の方は41名でございました。なお、閲覧者の方からのご意見等につきましては、今回の展示会におきましては特に閲覧者の方からはご意見をいただいている状況でございます。

この41名の閲覧者は、今回は全員が本区の教員でございました。小学校の教員は中学校の教科書を、中学校の教員は小学校の教科書を閲覧するといったように、他校種の教科書を閲覧している状況であったとセンターのほうからは報告を受けておるところでございます。

○委員長 ほかにございますか。

竹高委員。

○竹高委員 現在使われている教科書は、小学校が2年と1学期間、中学校が1年と1学期間使用していると思いますけれども、学校現場のほうからは、何かご意見などは出ていらっしゃるのでしょうか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 4年間使う小・中学校の教科書となっておりますが、特に使い勝手が悪いとか、内容等について不都合であるというお話は私どものほうにはご報告をいただいております。各学校では、校長からの報告を受けておりますけれども、教科書をもとに工夫した授業を行うように努力をしていると聞いておるところでございます。

○委員長 ほかにございませんか。

面田委員。

○面田委員 今使っています教科書は、以前と比べますとページ数が増えて、そして、教える内容も増えているということなのだけでも、小学校も中学校も、1年間授業を行いまして、

教科書の内容は全て教えることができているのかどうか。それから、授業時数が足りなくなっていないかどうか。その点をお伺いしたいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今、委員がお話のとおり、教える内容が増えましたので、教科書の厚みも増しております。さらには、授業時数も増やして、各学校では年間指導計画に基づきまして授業を実施しておりますので、教科書の内容を教え切れないという状況は今のところございません。

また、指導室におきましては、学期ごとに、計画した授業時数が不足しないように各学校より授業時数の報告を受けております。そして、授業の進捗状況も把握いたしまして、予定の授業時数が不足しないように、学校の実態によって、不足するおそれがあるときには早目に学校へ指導・助言を行って、不足することのないように努めているところでございます。

○面田委員 わかりました。

○委員長 ほかにありませんか。

佐藤委員。

○佐藤委員 現在の教科書は、学習指導要領の改訂に当たり、言語活動の充実を挙げられたことを受け、さまざまな工夫がなされていたかと思います。この言語活動の充実について、教科書がどのように活用されているのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 現在の各教科の教科書には、それぞれの学習のまとまりの後に、学んだことを文章にまとめたり、さらには、話し合ったりする言語活動の場面が随所に盛り込まれております。そして、言語活動の充実に向けまして、記録、要約、説明、論述、討論などといった学習が各学校で進められるようになっておりまして、その言語活動の充実に向けた教科書の活用が行われている状況でございます。

また、区内では多くの小学校が、この教科書の改訂を受けまして、言語活動の充実に関する研究も進めておりまして、教科書を活用しながら言語活動の充実に努力をしているところでございます。昨年度は、小学校の6校が、筋道を立てて考える子どもの育成や、さらには、感性を磨き、言語生活を豊かにする子どもの育成など、言語活動の充実に向けた教育委員会研究指定校としての研究発表も行ったところでございます。こちらの研究はもとより、それぞれ日々の授業を充実して、この言語活動の充実に盛り込んだ教科書の有効活用も進めてまいりたいと考えております。

○委員長 ほかにご意見等はございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 ないようですので、それでは、小学校・特別支援学校の教科用図書につきましては、平成23年度から平成26年度までの4年間、同一の教科用図書を採択することになっておりますので、別紙「平成26年度使用教科用図書採択一覧表」のとおり採択することになりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしの声がありますので、平成26年度使用の小学校の検定済み教科書の採択については、別紙の「平成26年度使用教科用図書採択一覧表」のとおり採択することに決定いたしました。

次に、中学校の教科用図書につきましては、平成24年度から平成27年度までの4年間、同一の教科用図書を採択することになっておりますので、別紙「平成26年度使用教科用図書採択一覧表(中学校用)」のとおり採択することになりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、平成26年度使用の中学校の検定済み教科書の採択については、別紙の「平成26年度使用教科用図書採択一覧表(中学校用)」のとおり採択することに決定いたしました。

最後に、平成26年度使用、附則9条、一般図書の採択の審議に入ります。

「平成26年度使用教科用図書(特別支援学級)採択一覧表(小学校用)」及び「平成26年度使用教科用図書(特別支援学級)採択一覧表(中学校用)」についてご意見はございませんか。

面田委員。

○面田委員 今、こちらにいただきました小・中学校の特別支援学級で使用する一般図書は、文部科学省が収録しております一般図書一覧や東京都教育委員会の調査研究資料などを参考に、子どもたちにとって興味が持てて、より理解しやすい図書、ふさわしい図書を選定した報告になっていると思います。特に図鑑や絵本など視覚的にわかりやすい図書、身近な生活と関連した内容を取り扱うなど、児童・生徒の障害の特性を踏まえた内容になっているものですので、これでいいと思います。

○委員長 ほかにご意見がございましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

○委員長 ないようですので、お諮りいたします。

平成26年度使用教科用図書、特別支援学級、小学校用及び中学校用につきましては、一覧表に記載されている図書を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしとのことですので、この一覧表のとおり、平成26年度使用教科用図書、特

別支援学級、小学校用及び中学校用を採択することに決定いたしました。

以上で「平成26年度使用義務教育諸学校用教科用図書採択について」は全ての審議が終了いたしました。採択結果につきましては、区民の関心も高いことから、教育委員会終了後、公表一覧が作成され次第、公表したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ただいまの決定によりまして、まず、本日の採択結果につきましては、採択結果を取りまとめて一覧表にしたものを即日公表とさせていただきます。

指導室長。

○指導室長 ご審議、そしてご決定ありがとうございました。即日公表もさせていただきますとともに、各学校には、この教科書を主たる教材として、子どもたちがしっかりわかる授業、そして一人一人の子どもに応じた指導を教科書に沿って行うように、今後、学校長に対して指導してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○委員長 それでは、次の審議に移りたいと思います。

議案第30号「葛飾区郷土と天文の博物館空調及び給水衛生設備改修工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程します。

また、関連して、報告事項等3「葛飾区郷土と天文の博物館常設展示のリニューアルについて」を報告願います。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、議案第30号「葛飾区郷土と天文の博物館空調及び給水衛生設備改修工事請負契約締結に関する意見聴取」を議案としてご説明いたします。

提案理由でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

葛飾区郷土と天文の博物館空調及び給水衛生設備改修工事請負契約締結に関する意見聴取といたしまして、別添の契約締結案について異議のない旨を区長に回答するというものでございます。

1ページおめくりください。こちらが議会のほうに提案される契約案件でございます。議案第60号葛飾区郷土と天文の博物館空調及び給水衛生設備改修工事請負契約締結について、上記の議案を提出するとしております。

提案理由です。

葛飾区郷土と天文の博物館空調及び給水衛生設備改修工事を施行する必要があるため、本案を提出いたしますとなっております。

記書き以降を読ませていただきます。

工事件名でございます。葛飾区郷土と天文の博物館空調及び給水衛生設備改修工事。

工事箇所でございます。葛飾区白鳥三丁目25番1号。

契約の方法。制限付一般競争入札による契約でございます。

契約金額ですが、3億2,760万円でございます。予定価格が3億3,173万円でしたので、落札比率といたしましては95.5%、契約差金といたしましては413万円でございます。

契約の相手でございますが、中央区日本橋浜町二丁目31番1号。新日空・山内建設共同企業体でございます。代表は、新日本空調株式会社でございますが、代理人といたしまして、中央区日本橋浜町二丁目31番1号、新日本空調株式会社首都圏事業本部でございます。また、構成員でございますが、葛飾区金町四丁目24番3号、山内管設工業株式会社でございます。

工期でございますが、契約締結の日の翌日から平成26年3月14日までとなっております。

裏面をごらんください。工事の内容でございますが、機器設備工事、配管設備工事、ダクト設備工事、自動制御設備工事、給水衛生設備工事、各1式でございます。

なお、博物館の休館期間に合わせて照明設備工事、照明設備改修工事と天井改修工事を行いますが、予定価格から議会の議決を付す必要がなく、それぞれ9月に入札を予定しております。

あわせて、郷土と天文の博物館の常設展示のリニューアルについてご報告をさせていただきます。

概要でございます。

葛飾区郷土と天文の博物館は、開館より22年が経過し、常設展示は、開館当初の固定化された展示物のため柔軟性に欠け、リピーターを呼び込むなど新たな魅力ある展示を提供することが課題となっております。

そこで、博物館設備改修工事に伴う休館期間中に常設展示の一部を改修し、また、展示内容については、定期的に変更を行うとともに、体験学習を加味した展示へとリニューアルしてまいります。

なお、この常設展示のリニューアルにつきましては、区の基本計画に基づく計画事業となっております。

内容でございます。

郷土のフロア「かつしかのくらし」エリアの一部を改修するものでございます。

裏面の図をちょっとごらんいただきたいと思います。上の⑦というところが「かつしかのくらし」の部分でございますが、この部分の一部を改修するものでございます。下のほうは、その部分を拡大したところでございます。右側の「戦後のくらし」と書いてある部分は、昔の茶

の間や町工場を再現したものでございます。この部分に関してはそのままということで、その左側にあります部分を中心にリニューアルするものでございます。

また表面のほうにお戻りください。改修の内容でございます。(1)「区内の古い写真等をモニターで見られるスペースの設置」。仮称でございますけれども、「葛飾区原風景」といたしまして、昭和初期から昭和20年代の風景写真をスライドショーにして農村から都会へと大きく変貌した葛飾区の景観をプロジェクターによる大画面によって映し出します。

それから、「新しい道と橋」といたしまして、明治から現代にかけての葛飾の土地利用の変遷を、迅速図——この迅速図と申しますのは、明治13年に日本で初めて出た地形図ですが、その迅速図。それから、航空写真、旧景の写真等をタッチパネル式の大型モニターでござんいただけるスペースを設置する予定でございます。

(2)といたしまして「実物資料の可動式展示台・展示ケースの導入」でございます。展示がえがしやすい可動式展示台・展示ケースを導入し、展示内容を定期的に変えるようにしてまいります。また、可能なものは直接手で触れることができるように展示し、ふれることができないものは透明のカバーをして間近で見られるような工夫をいたします。

(3)といたしまして、体験学習コーナーでございます。展示内容や特別展・企画展に関する体験学習やワークショップ等のイベントを実施するコーナーを設置してまいります。

予算額でございますが、5,500万ほど予定しております。

公開予定は26年4月上旬としております。

なお、10月1日から平成26年4月上旬まで、郷土と天文の博物館は全館閉館といたします。

報告は以上でございます。議案のご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ただいま議案として、そして報告事項も説明がございました。何かご質問等ございましたらお願いします。

竹高委員。

○竹高委員 ご説明ありがとうございました。

報告のほうのリニューアルの内容を見させていただいて、今までもったいないなと思っていたエリアの部分だと思うので、これが、子どもたちにとっても、葛飾の地域の方にとっても、何度も足を運べるような展示になることを期待しております。

体験学習コーナーの設置なども、一度行ってしまうと、その先に足を運べなくなるのではなくて、(3)のところにも力を入れていただいたら、何度も足を運べるような、葛飾区の博物館として知名度がもっともっと上がるのではないかと期待しておりますので、ぜひ企画運営のほうをよろしくお願いいたします。楽しみにっております。

○委員長 面田委員。

○面田委員 先日、旅行に出かけましたときに、興味がありまして、その地区の資料館と博物館の見学に行ったのです。感想としましては、ただ並べているだけの資料館や博物館では、行った人は、あると思うだけで戻ってくるという思いをととても強くしたのです。

この間、長崎に行ったのです。実際に投下された原爆の実物大のものがそこに展示されて、そして、その回りのいろいろなものも実際のもがあったということは、それを見たとき非常に勉強になったし、心に訴えるものがたくさんあったのです。

今回、ここを見ておられますと、実物資料というような言葉も出ておられますし、体験学習というようなことが出ておられます。そこへ行って、勉強になったな、知ったな、来てよかったなと思うようなものになっていくという思いをいたしました。

それからもう一つ、行ったときに気がついたのは、たまたまだったのかもしれませんが、説明をする方がちょうどその時間にはいらっしゃって、20分ぐらいの短い時間だったのだけれども、説明を聞くことができました。そういう人が、毎日はいなくてもいいけれども、ある程度、決まったこの時間にはいるよというようなこともあわせてPRしていただければ非常に活性化するのかなという思いを持ちました。

以上です。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 貴重なご意見ありがとうございました。

今回、リニューアルするものに関しては、やはり映像というものを中心に考えています。映像というものは、器は同じなのですけれども、中のもの、ソフトの部分を変えることによっていろいろなものが見られるということがありますので、そういった意味で、映像を中心に。それから、物といたしましても、今現在、触れてはいけませんと言っている、例を挙げますと、ミゼットというオート三輪などがありますけれども、ああいうのも触らせて、みんな乗ってもいいのではないかということで、そういったものをなるべくだったらさわってもらおうようにしていこうかなと。どうしてもだめなものに関しては、透明なものであるということで考えております。

それから、最後のボランティアのほうに関しましては、我々もぜひ検討していきたいと思っ
ているところでございます。博物館においては、専門のボランティア、考古学のボランティア、
いっぱいボランティアを抱えているということで、そういう意味で、その分野においてもぜひ
検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○面田委員 よろしく願いいたします。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 開館から22年。本当に月日がたつのは早いです。今、面田委員のほうからもお話

がございましたが、葛飾区の学芸員の方は素晴らしい方です。優秀な学芸員やボランティアの方々に、年代に応じたわかりやすい資料を作成していただき、もっと身近に接していただければ、見学に見えた方はより満足されるのではないのでしょうか。

区内には、何代も続いている家や保存樹木が点在しています。保存樹木について相談がありましても、世代交代とか相続でどうしても更地にしなければいけないときに、保存樹木といっても、結局、いろいろな意味で保存するところがない為、それを伐採する以外にないと判断される場合がほとんどです。保存に値するものがあったとしても、世代交代等でそれをいつまでも保持することができない。区で何とか保存できないかと思うことも多々あります。

また、22年の間には何回かリニューアルをしてきたと思います。プラネタリウムにしましても、大型レンズを用いてリニューアルをしました。私、一番残念に思うのは交通アクセスの問題です。お花茶屋から歩いてくるのは確かに便利かも知れませんが、区内には常磐線、千代田線、総武線が通っています。区内から利用するのに本当に不便です。どうか交通アクセスの改善を。例えば区内循環のバスとか、こういった良い施設に交通アクセスをぜひいま一歩進めていただいて、多くの区民に利用していただきたいと思っています。再度よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長 よろしいですか。

佐藤委員。

○佐藤委員 杉浦委員がおっしゃるように、多分、交通アクセスは悪いと思います。でも、最近ミニバスといったものが走ったり、いろいろしているので、どうなのかなと思うのですけれども。

実は、あそこは私の散歩コースなのです。途中で寄ったり、あるいは天文台に行ったときに中を一回りするのですけれども、大変貴重なものとか思い出のあるものがあったって、いつも楽しく過ごさせていただいています。そろそろリニューアルしたほうがいいのではないかと実は思っていたのです。今度、新しくなるということで、また、葛飾の移り変わりなど、興味を持つことが多いので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長 ただいま出たようなご意見を参考に、よりよくお願ひしたいと思います。

それでは、お諮りをいたします。

議案第30号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 議案第30号「葛飾区郷土と天文の博物館空調及び給水衛生設備改修工事請負契約締結に関する意見聴取」については、原案のとおり可決いたします。

次の議案第31号、第32号は関連がありますので、一括して上程いたします。

議案第31号「葛飾区総合スポーツセンター等の指定管理者の指定に関する意見聴取」、第32号「葛飾区体育施設の管理に関する仮協定の締結について」、上程をいたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 説明に入る前に、まず、議案第32号は差しかえがございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、関連いたしますので、報告事項等4につきましても一括してご説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長 はい。関連がありますので、よろしくお願ひします。

○生涯スポーツ課長 それでは、議案等第31号「葛飾区総合スポーツセンター等の指定管理者の指定に関する意見聴取」及び議案等第32号「葛飾区体育施設の管理に関する仮協定の締結について」並びに報告事項等4「葛飾区体育施設の指定管理者の選定結果について」、一括してご説明させていただきます。

初めに、議案等第31号「葛飾区総合スポーツセンター等の指定管理者の指定に関する意見聴取」についてご説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出いたします。

葛飾区総合スポーツセンター等の指定管理者の指定に関する意見聴取、別添の指定案について異議のない旨を区長に回答するものでございます。

資料を1枚おめくりください。「葛飾区総合スポーツセンター等の指定管理者の指定について」ということで、提案理由、葛飾区総合スポーツセンター等の指定管理者を指定する必要があるため、本案を提案するものでございます。

現在の指定管理者の指定期間が今年度において終了いたしますので、平成26年度から指定をするものでございます。

施設の名称でございます。葛飾区総合スポーツセンター、葛飾区水元体育館、葛飾区社会体育会館ほか、記載にありますとおり、区内35のスポーツ施設全てでございます。

指定管理者の名称等でございます。名称は、住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体になります。構成員といたしましては、住友不動産エスフォルタ株式会社、及び、グループ企業といたしまして東洋管財株式会社の2社でございます。

指定の期間でございます。平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございま

す。ただし、水元体育館については、建設中の新たな体育館が竣工し、現在の体育館の業務が完了するまでの期間としております。

次に、関連いたしますので、葛飾区体育施設の指定管理者の選定結果についてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、庶務報告事項等4の資料のほうをごらんいただけますでしょうか。

「指定管理者の公募及び選定の方式」です。公募型プロポーザル方式で、選定委員会の審査を経て、優先交渉権者から第3順位までを選定いたしました。

「選定の経過」でございます。4月24日に第1回選定委員会を開催し、公募要項などを決定し、5月16日には公募説明会を開催いたしました。公募説明会には17社の参加がございました。5月31日までの1次審査には3団体の申し込みがあり、6月17日の第2回選定委員会において3団体の審査通過を決定いたしました。7月29日に第3回選定委員会を開催し、2次審査書類、プレゼンテーション、ヒアリングをあわせて、第1位から3位までの提案者を決定いたしました。

「選定結果」です。

第1位の優秀提案者は、住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体でございます。記載のとおり、スポーツ施設の経営を行っている住友と、資料の裏面になりますが、施設管理を主といたします東洋管財株式会社の共同事業体です。代表は住友エスフォルタとなり、平成21年度から今年度までの5年間、区の体育施設指定管理者として協定しているところでございます。

第2順位の提案者は、セントラルスポーツ・協栄共同事業体でございます。

第3順位は、RTF葛飾共同事業体でございます。

資料の最終ページをごらんください。評価項目及び評価点数です。第1次審査、第2次審査ともに、合計でA社の評価点が高く、総合計で400点、第2位のC社が349点、第3位のB社が323点となりました。選定委員会においては、得点の僅差による審議等はなく、選定が円滑に行われたものでございます。

次に、今後の進め方になりますが、議案等第32号「葛飾区体育施設の管理に関する仮協定の締結について」の議案書をごらんください。

提案理由につきましては、葛飾区体育施設の指定管理者の指定に先立ち、本協定の締結等の必要事項について仮協定を締結する必要があるため、本案を提出いたしますということでございます。

仮協定を締結する相手方は、先ほどの選定結果で報告いたしました住友エスフォルタ・東洋管財共同事業体でございます。

8月30日に仮協定を結びまして、今後、議会において本協定をご審議いただく予定でございます。

説明については以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長 ただいまの説明についてご質問、ご意見ございませんか。

杉浦委員。

○杉浦委員 今回、こちらのA社と仮協定の締結という議案ですが、障害を持っている方たちへの対応ということで、前回お話を申し上げましたが、この締結に当たって、障害者へのスポーツに対応できる資格を持った方たちをぜひ法人で登用していただいて、障害をもっている方たちのスポーツ振興もぜひ推進していただきたいと思っています。

あと、平成26年から31年ということで、もしもオリンピックが日本に決まった場合には、ちょうど今の世代の子どもたちが活躍する世代で、東京全体がそうですけれども、葛飾区も体力向上からスポーツに力を入れていこうという時の流れになるわけです。この指定管理者も、青少年、子どもたちにぜひそういった事業も取り入れてくださるようお願いしたいと思います。その辺はどういうふうにお考えになっていらっしゃるのか、ご意見をお願いいたします。

○委員長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 ただいま杉浦委員からご指摘の、障害者に対してのスポーツ事業についての考えですけれども、今回、協定を結ぶ予定でございます事業者に関しましては、自主事業の中で、私どものほうの意見として、障害のスポーツ事業に対しても取り入れていただくよう要望のほうをしてみたいと思います。

また、未来の子どもたちのスポーツに関しても、同じく、自主事業の中でそういったものを取り入れていくよう要望をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 竹高委員。

○竹高委員 ちょっとお聞きしたいのですが、この住友不動産エスフォルタ株式会社というのは、今まで指定管理者をやっていたところと会社は同じになるのでしょうか。

○委員長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 同じでございます。

○委員長 竹高委員。

○竹高委員 評価項目及び評価点数なども見せていただいて、この会社がすごく努力をなしているのだなということは数字に出ていると思います。確かに、スポーツセンターなどに行きましても、対応してもらっている地域の人間としては、前よりも明るくなっているような、全

体が明るくなったようなイメージに感じる 때가多々ありますので、この数字にとらわれることなく、先ほどオリンピックの話も出ましたが、あってもなくても、地域の子どもたちにとっても行きやすい施設、使いやすい、対応のいい施設というふうになり立つように、この会社のほうにぜひ指導していただけたらいいかなと思います。よろしく願いいたします。

○委員長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 これから協定を結ぶわけですけども、今、竹高委員からご指摘ありましたように、今の状態に満足せず、また5年間、新たな気持ちでやるように指導していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 それでは、お諮りをいたします。

議案第31号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 議案31号「葛飾区総合スポーツセンター等の指定管理者の指定に関する意見聴取」につきましては、原案のとおり可決することにいたします。

次に、議案第32号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 第32号「葛飾区体育施設の管理に関する仮協定の締結について」、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第33号から第36号まで、関連がありますので一括して上程いたします。

議案第33号「葛飾区水元体育館建築工事請負契約の変更に関する意見聴取」、第34号「葛飾区水元体育館電気設備工事請負契約の変更に関する意見聴取」、第35号「葛飾区水元体育館給水衛生設備工事請負契約の変更に関する意見聴取」、第36号「葛飾区水元体育館空調設備工事請負契約の変更に関する意見聴取」について上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、議案第33号「葛飾区水元体育館建築工事請負契約の変更に関する意見聴取」及び議案等第34号、第35号、第36号の水元体育館に付随する各設備工事請負契約の変更に関する意見聴取について、一括してご説明させていただきます。

初めに、本件にかかわる概略を説明させていただきたいと思っております。

本年2月に工事に着手いたしました葛飾区水元体育館建築工事において、地盤を掘削したところ、一部から廃棄物が確認され、本年3月末、その中からダイオキシン類が検出されました。

このため、工事現場では飛散防止等の安全措置を講じた上で、工事を一時中断し、廃棄物の性状や分布範囲の調査を実施いたしました。

調査範囲及び調査方法ですが、水元体育館の工事現場においてボーリングを行い、試料を採取しました。この採取した試料全てを性状ごとに分類し、そのうち、廃棄物及び廃棄物等、類似した層からダイオキシン類の含有等について専門家による分析を行いました。分析の結果ですが、水元体育館の建設部分の廃棄物から、ダイオキシン類に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく判定基準を超える部分が1カ所、そのほか一部から、鉛や燃えがらを含む廃棄物が確認されました。

以上の結果から、廃棄物について、これらの処分が可能な処理場への搬入、処分する必要があり、運搬・処理に費用と時間を要することから、今回、工事請負契約の変更を行うものでございます。

それでは、議案等第33号「葛飾区水元体育館建築工事請負契約の変更に関する意見聴取」のほうのご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、提案理由です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を出すものでございます。

葛飾区水元体育館建築工事請負契約の変更に関する意見聴取、別添の契約の変更案について異議のない旨を区長に回答するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、1、工事件名、2、契約の相手方につきましては記載のとおりでございます。

2ページをごらんください。変更内容ですが、契約金額につきましては31億1,369万1,000円と変更になりまして、工期につきましては平成27年9月30日竣工に変更となっております。

次に、議案等第34号、第35号、第36号の水元体育館に付随する各設備工事請負契約の変更に関する意見聴取の議案書の提案理由といたしましては、工期を変更する必要があるため本案を提出するものでございます。

工期につきましては、平成27年9月30日竣工となり、葛飾区水元体育館建築工事請負契約と同様に変更となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。

説明についてご質問等ございますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 それでは、お諮りをいたします。

議案第33号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 議案第33号「葛飾区水元体育館建築工事請負契約の変更に関する意見聴取」については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第34号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 議案第34号「葛飾区水元体育館電気設備工事請負契約の変更に関する意見聴取」は、原案のとおり可決いたします。

議案第35号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 第35号「葛飾区水元体育館給水衛生設備工事請負契約の変更に関する意見聴取」は、原案のとおり可決いたします。

次に、第36号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 第36号「葛飾区水元体育館空調設備工事請負契約の変更に関する意見聴取」は、原案のとおり可決いたします。

以上で、議案等の審議は終了いたしまして、報告事項等に入ります。

報告事項等1「夏季休業日の見直しについて」、説明をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、私から、夏季休業日の見直しにつきましてご報告させていただきます。

本区では、平成17年度から中学校におきまして、18年度から小学校におきまして導入いたしました夏季休業日の短縮について見直しを行ってまいりたく、ご説明をさせていただきます。

今回の見直しによりまして、現在、7月21日から8月24日までと葛飾区立学校の管理運営に関する規則で定めております夏季休業日を、来年度、平成26年度より、小・中学校ともに7月21日から8月31日までと変更するものでございます。

まず、平成17年度に中学校、平成18年度に小学校に夏季休業日を短縮した経緯でございますが、第1点は、学校完全週5日制実施後、年間授業時数を増やし、指導時間を確保することで、ゆとりある教育計画を作成するためでございました。

第2点は、各学校が主体的、積極的に特色ある教育活動を展開することで、確かな学力の定着と豊かな人間性の育成を図ることを目的としておりました。この2点を踏まえまして、1週間、8月25日から8月31日までの夏季休業日を短縮いたしまして、小学校では25時間から28時間、中学校では29時間程度の授業時間を確保してまいりました。

続きまして、この夏季休業日を見直す理由についてご説明させていただきます。

第1点は、学校や家庭が夏季休業日を利用いたしまして、ふだんの学校生活や家庭生活では経験できない体験活動等を行うことが、心のふれ合いを深め、さらには豊かな人間性の育成を図ることにつながると考えております。

第2点は、学力向上のためには、児童・生徒の興味・関心・意欲を高めることや、個別指導の充実も必要ではございますが、さらには指導者としての教師の指導技術の向上が必要であり、そのためには夏季休業日の有効な活用が重要であると考えております。

第3点は、授業時数の変遷でございます。学習指導要領の改訂によりまして、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から、週当たりの授業時数及び年間授業時数が増加しております。そちらの表にも書かせていただいておりますが、第1学年では、前学習指導要領では週当たりの事業時数は23時間、23年度からの学習指導要領におきましては25時間の授業時数が設定されておまして、年間で68時間の授業時間の増となっております。

中学校を見ていただきましても、改訂前は28時間、改訂後は29時間、週当たりの授業時数は1時間ふえておまして、年間では35時間の授業時間が増加しております。今ご説明いたしましたが、改訂前の学習指導要領並びに夏季休業日短縮導入時と比較いたしましても、週当たり及び年間授業時数はより多く確保できている現状がございます。

第4点は、本区では、平成23年度から毎月1回の土曜日に「葛飾教育の日」を設定いたしまして、全小・中学校におきまして土曜授業を毎月3時間、年間11回で、年間合計33時間実施しております。この33時間は、夏季休業日を短縮した以上に授業時数を確保することができております。

第5点は、国の動向でございます。国では、全国一律で土曜授業を制度化する場合や、さらには設置者の判断で土曜授業をする場合について、現在、検討がなされておるところでございます。

続きまして、裏面になります。今、理由をお話しさせていただきましたが、夏季休業日の見直しによりまして期待できる効果について改めてご説明させていただきます。

第1点は、各学校の創意工夫によりまして、児童・生徒への個に応じた学習指導の実施、さらには、不登校や悩みを持っている児童・生徒に対して、家庭訪問や学校での面談など、よりきめ細やかな個別相談等を実施する時間の確保が可能となっております。

第2点は、小・中学校の管理職及び教員間の情報交換を図る時間の確保につながりまして、積極的な小中連携事業の発展が期待できることとございます。

第3点は、都立高等学校との夏季休業日期間の一致によりまして、本区が進めております小・中・高、さらには大学との連携事業の計画が立てやすくなるということがございます。

第4点は、学校は豊かな時間が確保できるようになりまして、教員のメンタル面の安定とともに、教員の自発的な研修、学校組織を挙げた研修、小中連携研修などの実施を計画しやすくなりまして、それによりまして充実した教育活動の実現につながると考えております。

第5点は、部活動練習がお盆の時期に行われている中学校の現状もございますが、この夏季休業日の見直しによりまして、その時期に家族と過ごす時間や地域の活動、さらにはボランティア活動などに充てることが可能となりまして、地域等の協力を得まして、豊かな心の育成につながっていくと考えております。

以上、ご説明をさせていただきましたが、夏季休業日の見直しによりまして、この期待できる効果を実現するために、今後また施策を考えながら、教育委員会と学校・家庭・地域が一体となりまして取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

私の説明は以上でございます。

○委員長 ご質問やご意見がございましたらお願いします。

杉浦委員。

○杉浦委員 平成17年に中学校、18年に小学校ということで、短縮した経緯がここに書かれておりますが、私は個人的には反対でございました。そのときの経緯としまして、(1)のところで「指導時間を確保することで、ゆとりある教育計画を作成することをねらいとした」云々とか、(2)(3)と書かれておりますけれども、一応、区でこのように短縮した経緯があつての効果はあつたのかなと思っておりますので、まず、その効果について教えていただきたいと思っております。

○委員長 指導室長。

○指導室長 完全学校週5日制が導入されまして、実際、授業時間等は非常に厳しい状況がございました。しかしながら、この夏休みを1週間短縮することで、先ほど申し上げました小学校では25～28時間、中学校では29時間程度の授業時間が確保できましたので、授業も大事であるとは思いますが、例えば、子どもたちが主体的に自分たちでつくって行く生徒会とか、主体的な学校行事の運営等、子どもたちが教科等の学習以外で自分たちでつくり上げていく、そういう時間の確保にはつながったと思っております。

さらには、当時の葛飾区の子どもの学力の状況もございました。その意味では、完全学校週5日制というだけの授業時数ではなくて、この夏休みの短縮によって学習時間が増えた、それによって子どもたちの勉強する時間がふえたという効果はあつたと思っております。しかしながら、私たちが考えております学力向上に完全につながっていったかというところにつきましては、先ほど私も見直しの視点の中でお話を申し上げましたけれども、子どもたちに勉強時間をふやすということも大事な要素ではあると思っておりますが、教員の授業力を向上させ

ていくという部分では今後考えていく必要があると考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 小学校は平成18年度から夏季休業日の短縮を行っておりますので、この方たちがちょうど中学校を卒業されて、9年間にわたってこの夏休みの見直しの中での授業時間の確保を行ってきたわけです。もちろん、学力の向上にしましても、教育というのは短期間では結果が出ないと思っております。積み重ねだと思っておりますけれども、そういった子どもたちが中学を卒業しているという段階でございます。

先ほど効果の検証のお話が指導室長のほうからございました。今度、見直しにより期待できる効果ということで裏面に書いてございますけれども、私は、確かに(2)(3)(4)(5)はそうかなと。(1)に関しましては、夏季休業日の見直しによって期待できるかどうかというのは△と思っているのです。今後、こういう方向でいくわけです。今、葛飾区も教育委員会ともども一生懸命教育に力を入れているときでございます。ここに書いておりますけれども、先生方個人個人が本当に大変な思いをされての通常の授業だと思います。(4)にございます教員のメンタル面の安定とともに、自発的な研修、学校組織を挙げた研修とか、小中連携研修の実施、また、葛飾区外のいろいろな研修もあると思いますので、そういうところにも参加されて、充実した教育活動の実現につながるというところを期待してございますので、ぜひこの取り組みを進めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 ほかにございますか。

面田委員。

○面田委員 今、子どもたちの学力をアップさせようというのが非常に大きな課題なのだけでも、それは教師の指導力にかかっている。そのとおりだと私も思います。

現場の先生方の声を聞く機会が何度かあったのですが、今、現場は、「うちの学校なんかは、若い先生方、特に経験がまだまだ少ない5年以下の方が半分なんですよ」などという声を聞きます。そしてまた、「時間が少なくて、ベテランの先生が若い先生にいろいろなことを伝えたり、教えたりすることもなかなかできなくて」などという声を聞くこともたくさんあります。今、ここで読ませていただきましたら、夏季休業日の有効な活用の一つの中にそういう先生方の力をつけることに時間を充てたいということが強く出ておりますので、そのようにしていくことが必ず必要だと思いました。

私も現場にいたのですが、子どもたちにいろいろなことを学ばせたり、わからせたり、習得させたりする時間も大事なのです。それと同時に、今までと同じような授業をやっていた

のではだめなわけです。時間が減るわけですから。たっぷり時間はあるといっても、それよりも減るわけですから、今までと同じ授業をやっていたのでは困るわけで、質の高い授業というのですか、内容の濃い授業というか、よくわかる授業というか、そういうものをしていかなくは。ただ、ただ、夏休みがまたもとのとおりになっただけで終わってしまうと、保護者は納得するかなという思いもあるわけで、保護者に理解していただくためにも、先生方に力をつける機会であるということを先生方ご自身にもぜひわかっていただいて、進めていってほしいなと思います。

それと同時に、学校が変わるきっかけになるように、あるいは学校を変えるきっかけにさせていただいて、子どもも新しいスタートという気持ちになるように。夏休みが長くなってよかったと喜ぶだけでは、ここまで皆さんが築いてきたいろいろな苦勞の意味もありませんので、そのあたりのところも忘れないで大事にさせていただきたいと思います。ぜひ先生方ご自身の自覚というか、学校自身がそのように変えていくことにもなるのだということを強く自覚していただく。そして、質の高い授業に変わっていくことになっていただきたいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今、杉浦委員から、期待できる効果の（１）、そして面田委員のほうから、学校を変えるチャンスだというお話がございました。この夏休み、夏季休業日の見直しを図っていく上では、ただ単に休業日が増えたということではいけないという点では、私も委員の皆様のご意見は同じでございます。今やってきた教育活動を、よい点は引き継ぐ。さらには、今回の夏季休業日の見直しによりまして、一人ひとりの子どもにどのような学習を保障していくか。それから、戸惑っている子どもにどういうふうに支援をしていくか。それから、教員に授業の力をつける。この辺は、私たちもこれからの指導室の計画の中で十分に練って、きょう委員の皆様からいただいたことを踏まえてしっかり計画を立てて、学校とともにやってまいりたいと考えているところでございます。

○委員長 竹高委員。

○竹高委員 今の面田委員のお話とかぶってしまうところもあるのですが、普通に保護者の見たところと言うと、来年の夏に１週間、短縮がなくなる、見直しになるということになると、単純に１日４時間と計算しても、２０時間がそこで減るのかなと。そのように考えると、今までずっと多かった部分が２０時間減るのだとすれば、来年から２０時間減ったら、うちの子は大丈夫だろうかというふうに計算なさる保護者の方が大多数だとは思いますが。面田委員がおっしゃったように、今が多い状態で動いているということが事実あって、その中で、子どもたちにとって質のいい授業をしていただけて、この見直しがあるというのが一番正しいことだと思います。

前にもお話ししたのですけれども、8月の末までお休みがあるということは、子どもたちにとってもとてもうれしいことであると思います。世間のニュースでもまだ「夏休みのおしまいの週」と言っているところを、葛飾区の子どもたちが学校に行っている姿を見るとちょっと寂しいかなと思いつつも、地域で子どもたちを見守っておりました。

その中で、一番心配だなど思っているのは、今までは、学校が1週間早く始まるから給食も早く始まって、どちらかというと、家庭に恵まれていないお子さんたちの栄養バランスがともよくなるのが早くていいのかなと思っていたのですが、それがなくなるというのがちょっと心配です。最近では熱中症が心配されるような暑さが続いていたりするので、この見直しとともに、各学校で食育の部分も保護者に向けてどんどんアピールしていただいて、子どもたちにとって、休みの期間中、三季休業中の栄養のとり方とかということも食育でアピールしていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 面田委員。

○面田委員 一ついいですか。

来年からなるということで、これから来年の3月31日までの間に、どういう経過で学校なり保護者というか地域なりに周知していくというか、理解していただく。その辺のシステムがわかっていたら教えていただきたい。

○委員長 指導室長。

○指導室長 きょう、教育委員の皆様にご説明をさせていただいておりますので、まず、手続としては、葛飾区の管理運営規則をこれから変えていくという手続がございます。それから、文教委員の皆様にもご説明をするということもございます。あと、当然、学校にも説明をしていく。そして、今お話にもありましたように、保護者の方のご心配というものもあると思いますので、これにつきましては、学校から保護者のほうにしっかり説明をする。これにつきましては、決して、ただ単に減らすのではないということと、これから教員が質の高い授業をしっかりと行っていく。それから、先ほどの食育のことも、今後、時間をかけてというか、次の年度までしっかりお話をする必要が有ると思っております。

そういう意味で、私たちとしては、12月に新しく学校の来年の教育計画を立てる時期になってまいりますので、それまでには、保護者の方、そして区民の方にも、方法はまたこれから考えるようになると思いますが、その理由、そして効果等についてしっかりとお話をしていきたいと考えておるところでございます。

○委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 この夏休みの縮減なのですが、何でこんなことをしたかという、ゆとり教育の

反動で、PISAの統計などでも日本の子どもたちの学力が低下したということ。まずは、授業時数を増やさなくてはならないということで、葛飾区の場合は、夏休みの縮減、それから土曜日の月一の授業を始めたわけです。

しかし、この表を見ますと、授業数も増加しているし、文科省の方針としても、昨日の新聞などを見ると、月1回土曜日の授業をしていくというようなことが新聞に載っておりました。そういった意味で、学力も戻ってきたことですし、夏休みの縮減はもうしなくてもいいのではないかなと考えます。ただし、今、葛飾で土曜日を「葛飾教育の日」としてやっておりますが、各学校ばらばらで一貫性がないというか、もう少し充実させていったほうがいいのかなと思います。

それと、室長がおっしゃっていたように、教員のレベルアップが学力アップの近道ではないのかと思うので、そちらのほうもよろしく願いいたします。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今、土曜日授業日のお話がありました。土曜日授業につきましても、これで3年行っているところでございます。そこについて、私たちとしても、校長会ともう一度しっかりと話をしながら、やはり子どもたちにとって効果のある土曜日授業ということを今後実施していくことが必要であると思っております。保護者の方も、イベントというよりも通常の授業をきちっと見たいのだというご意見をいただいている状況もございます。教員の力を上げることににつきましては、きのう国の発表もございました。秋田県の状況とか、そういう状況もあります。私たちもそうですが、例えば教員の代表にもそういうところの様子をしっかりと見てもらう。教育委員会の指導も大事ですが、学校の中からこのような授業改善を行っていきたいというようなことも出てくるような雰囲気と教員の育成を私たちでしてまいりたいと考えておるところでございます。

○委員長 ほかにはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長 では、私のほうから。

私は、本区が夏季休業日短縮を実施するときはその検討委員会のメンバーでありましたので、当時のことをよく覚えております。その狙いに沿ってやってきたわけですがけれども、当時の状況では、この短縮したことについては意義があつて成果もあつたように私は思います。それから、そこにありますように、学習指導要領が変わったり、土曜日授業が入ってきたり、いろいろ状況も変わってきたので、今回見直すということには私は賛成したいと思います。

そこで情報なのですがけれども、私は都の校長会のほうに行きまして、この夏季休業日の短縮についてほかの自治体はどうなっているのかというのを事務局で聞いて調べてまいりました。

小さな自治体もたくさんあるのですけれども、23区だけで申し上げますと、最初から実施しなかったというところも9区ありました。実施したけれども、今はもうもとに戻しているというところも2区ありました。地区ごとに短縮を決めているというところも10区あったのですけれども、今はまた戻すような検討を加えているところもありました。

その中に、学校ごとに任せている区というのが2区あったのです。8月25日から9月1日までを各学校で考えて実施しなさいということだったので、区の様子とか、私たちの区にそれをやった場合のことを考えると、学校ごとに任せるとするのは私は反対です。もとに戻すなら戻すということをしなないと、各学校が地域での活動とかにいろいろかかわっていますから、これは教育委員会が示してあげたほうがいいと思います。

そんなところが他区の様子でした。

先ほどから出ていますように、学校の若手の教員が増えていることに対する指導とか、学校の教育力を上げるということが緊急の課題で、学力にもつながると思いますので、それに応えて行かないと、ただ見直しても、世間は納得がいかないと思うので、力を入れていきたいと思っています。

そこで、見直す理由の(2)の2行目に「教師の指導技術の向上が必要であり」と書いてあるのですけれども、「指導技術の向上」というのは少し軽くて、教員のテクニックとか、授業の巧みさとか、そういうところの表現になっているような気がしますので、私は、「教師の指導力」とか。「指導力」の中には、情熱とか、教育に対する姿勢とか、そういうものも含めて、それを向上させるという書き方にしたほうがいいのかなと。そして、学校全体の教育力も上げるのだというような表現にしたほうがいいのかなと思います。

それから、短縮するとき、学校行事を精選して、骨だけになるような行事とかの見直しをしたのですけれども、それをしないためにも、授業を確保しようという動きがあったのですが、今になってみると、授業が足りてくると、現場では、「授業が足りているんだから」というので、やっている1コマ1コマの大事さとか、行事もやろう、あれもやろうと手を広げ過ぎている部分もあるのではないかと思います。本当に時間を大切にする、しかも、中身を充実させることと今やっていることの見直しの現場にはしていただいて、1コマ1コマを充実させるということもやってほしいと思います。

事務局といたしましては、学校現場、それからPTAの声なども把握されまして、丁寧に伝えてしっかりやっていただきたいと思っています。ともすると、家庭に1週間長く戻すわけですから、見直す理由の(1)にありますような豊かな体験をさせたくてもさせられないような家庭もあるので、学童の充実とか、図書館、博物館とか、学校が夏休みにやってあげられることも丁寧にやりながら、両方で児童・生徒を育てていくということも大切にしながら、見直すこと

については賛成をいたします。

指導室長。

○指導室長 今、見直す理由についての、指導技術についてのご意見をいただきました。そちらをしっかりと踏まえて、また私たちのほうでこちらの文言についてもしっかりと考えて、現場、PTAの声も大切にしながら、理由をわかっていただいて、ともに進めていただけるような形に持っていきたいと思っております。

さらには、子どもたちに、夏季休業日が長くなることによってどんなことができるのか、そういう情報提供も学校のほうから、そして教育委員会のほうからできるようなことも含めて、実施に向けてはしっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、報告事項等1を終了いたします。

報告事項等2「平成24年度体罰に係る実態把握の結果について」、ご説明をお願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは、「平成24年度体罰に係る実態把握の結果について」、ご報告をさせていただきます。

こちらにつきましては、平成25年度1月23日に、文部科学省初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長によりまして、各都道府県、さらには指定都市教育委員会等を対象にいたしました平成24年度の体罰の実態把握の調査結果についてのご報告でございます。

そちらのほうに調査結果を載せさせていただいておりますが、全国の体罰の件数につきましては、小学校が1,181校で1,559件、中学校では1,729校で2,085件、特別支援学校におきましては38校47件などとなっております。全国では、高等学校等も含めると、6,700件を超える体罰があったと報告書には載せられております。そのうち、東京都におきましては、小学校で30校31件、中学校では82校110件、特別支援学校につきましては1校1件などとなっております。

次に、体罰の状況の場面でございますが、国・都を見ていただきましても、小・中学校ともに授業時間等が最も多くなっております。さらには、中学校におきましては、部活動中も体罰が多く発生しているという報告がございます。

次に、体罰の様態でございますが、素手で殴るというものが最も多くなっております。平手で頬をたたくなど、それが体罰であるという認識が一部の教員に不足しているということが考えられます。

本区の状況につきましては、本区では小学校で1校1件、中学校で1校2件の体罰が昨年度

ございました。本区で発生した体罰状況につきまして、そちらに書いてございますけれども、柴又小学校での体罰は、教員が学校を妨げる行為をした児童への指導の際に、足の裏でおなかを蹴るといったものでございました。新宿中学校の2件につきましては、1件は、教員が生徒2名に対しまして身だしなみの指導の際に手のひらで2名の頬をそれぞれ1回ずつたたいたというもの。もう一件は、外部指導員による部活指導中に、試合の合間の指導において、生徒へボールをぶつける、手のひらで頭をたたくといったものでございました。この外部指導員につきましては既に辞めさせております。

教育委員会といたしましては、体罰事故発生後、校長及び該当教員におきまして、指導室長のほうから事情聴取、さらには事実確認をするとともに、厳しく指導をしております。そして、東京都教育委員会へ報告書を提出しており、その東京都教育委員会におきまして、校長及び該当教員が事情聴取を受けている状況でございます。

また、体罰が発生した学校では、校長が全教職員を集めまして事実を伝えるとともに、現在、体罰の防止や組織的防止につきまして指導徹底をしております。さらには、保護者や地域にも、今お話ししました2校につきましては既にしっかりと説明をさせていただいたところでございます。

2学期の開始に当たりまして、8月27日の定例校長会、そして昨日8月28日の定例副校長会におきましても、暴力・暴言も含め、体罰をしない・させない・許さない教育活動を徹底して推進するよう強く指導したところでございます。今後も、全小・中学校において体罰防止のための校内研修を継続的に行うとともに、教育委員会では、教員の職層に応じた研修において、服務の厳正について研修を継続的に実施いたしまして、体罰根絶のためにさまざまな場面で全教員へ指導してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、今回の体罰につきましての処分発令につきましては、今後予定をされておるところでございます。

私からの報告は以上でございます。

○委員長 ご質問等ございますか。

佐藤委員。

○佐藤委員 本区の場合、この2校で体罰があったわけですが、その後の子どもたちの状況は変わったりしていないでしょうか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 一番は、この体罰によってその子が心に傷を負うということがございます。そして、目撃をした子どもたちが暴力を肯定する、その辺が非常に心配でございましたが、まずは、体罰を受けた子ども、ご家庭については、校長と該当教員が理由と謝罪をしっかりと説明させ

ていただいて、今回についてはお許しをいただいたという経緯がございます。例えば、その後、子どもが学校に来られなくなったとか、その教師に接することができなかったということは聞いておりませんので、そういう意味では、子どもも学校にしっかりと登校している状況でございます。

1名、鼓膜の損傷ということがございましたけれども、これにつきましても、今はそちらのほうは完治いたしましたして、学校に元気に通っていると聞いております。しかしながら、どういふことがあるにせよ、体罰については、保護者の方から「今回は」ということがございましたけれども、「やはり二度と行わないでほしい」というようなしっかりとしたご意見もいただいておりますので、学校のほうもその辺はしっかりと押さえているところでございます。

○佐藤委員 わかりました。

○委員長 ほかによろしいですか。

面田委員。

○面田委員 いわゆるここでは体罰が出て、今、経過も聞きましたし、周りの子どもの様子、その後の様子も聞きましたので一応安心はしたのですけれども、例えば、体罰とは言わない、いじめともちょっと違うと思うのですが、教師が威嚇したような言い方をするとか。体罰はやっていないけれども、非常に怒鳴るとか、そういうようなこともあってはならないことではないか。今回そういうことに関しても注意をしていただければと思います。

具体的には、呼び捨てをしている学校はもうないとは思うのですけれども、中学などへ行きますと、苗字をちゃんと呼ばないで呼び捨てをしているというのも聞きますし、そういったことあたりも、今はそういう時代ではないということを先生方にはしっかりわかっていただきたいと思えます。

○委員長 指導室長。

○指導室長 物理的な力による体罰以外にも、放言ということで、強い言葉、ある意味では人権を傷つけるような言葉によって、子どもがメンタル面でのひどい傷を負うことが多々ございます。それにつきましても、今回の校長会で、教師の暴言、言葉遣いについても一度見直すように指導させていただいたところでございます。

この体罰の件についても、暴言を含めまして、いろいろなところでこういう事案は出ているにもかかわらず、やはり繰り返されているという部分はございます。しかし、昨年度、東京都全体で調査をいたしましたし、今回、国でも調査をしましたので、やはり学校が今ここで変わらなければいけない。教員も、ここで自分自身をもう一度見詰め直さなければいけない。一生懸命の指導をしたからということで許されることではないということもあります。これにつきましては、今の「さん付け」、そして名前を呼ぶときの部分もございますけれども、そこも一人

ひとりの人権を大切にするという観点から、多少時間はかかるかもしれませんが、1日も早く徹底できるよう、私も校長会としっかりと連携して進めていきたいと考えております。

○委員長 面田委員。

○面田委員 時間のないところで申しわけないのですが、もう一つよろしいですか。

学校の中でそういう体罰をする先生とか暴言を吐く先生とかというのは、教師仲間は知っていると思うのです。知っていても、言わない、言えない、あるいは校長にもその声が届かない。結果的には、親が我慢できずに学校に訴えてその事情がわかったというようなことも聞きます。そのあたりのところは難しい問題なのだけれども、そういうことも大事だし、どうすればいいのでしょうかという思いがあります。

○委員長 竹高委員。

○竹高委員 今の面田委員のお話も含めてなのですけれども、保護者は子どもが人質になっている部分があるので、最終的にその子どもが望まないと、先生方であったり校長先生であったりそのクレームを上げることができないというのが現状です。学校の先生だけではなくて、外部指導員の方の愛情と熱意が強過ぎて行き過ぎてしまう言動になっているところとかもたくさんあると思うのです。ここに出てきているのは暴力の面での体罰であって、言葉の暴力の面での体罰は、全然表面化していないだけですごくたくさんあると私は思っています。

そういう実情を見るためには、先生方はお忙しい中で、例えば中学校は部活動の指導をなさっていると思うのですけれども、外部指導員の方に任せっきりの先生も中にはいるというのもお聞きします。ふだんからどういう形で子どもたちに対して指導しているのかを、できれば学校の校長先生がいろいろな部活にコンスタントにきちんとお顔を出して現状をきちんと把握していただくということはすごく大事なことで、校長先生が見にきているだけで違う指導をすれば、子どもたちもこれは間違っているというのがはっきりとわかると思います。

愛情があって、熱意があって、一生懸命やられている先生たちが多く中で、度が過ぎて、これが正しいというふうに走ってしまう側の先生は、さっき指導室長がおっしゃったみたいに、ここできちんと考え直していただいて、子どもたちのことを大切に思うからこう言っているのだというところの方向性をもとの道にきちんと戻していただいて、子どもたちからも信頼されて、子どもたちが言いたくても言えないという姿勢でスポーツをしなければいけないとか、芸術を学ばなければいけないとか、そういうことがないような形に、この機会がいい機会だと思って動いていただければなと思います。よろしく願いいたします。

○委員長 指導室長。

○指導室長 まずは、子どもたちの声がしっかりと学校の中で先生方や校長にも伝わるような相談体制等について、子どもとの信頼関係の中でしっかりつくっていく必要があると思って

おります。学校では、どんな小さなことでも発見したら全体で共有するよという話もありますし、学校の中でも体罰について見逃さない、互いに「それはおかしいんじゃないか」というようなことが言えるような状況が徐々には出てきているように私は思っております。

外部指導員のことにつきましては、技術指導で、叱咤激励の意味でやっている部分は確かにあると思いますけれども、それと体罰はまた別問題でございます。学校というところで、一つの学校教育の中で行っている活動でございますので、これは当然、学校長がその外部指導員についてもしっかり把握して、しっかり指導をする部分が必要であると思っております。その辺、外部指導員に対しても、今回の調査結果の発表を機に、体罰、暴力、暴言によるものもしっかりなくすということで、改めて学校長のほうから外部指導員のほうに話をさせていただきたいと思っております。場合によっては、その外部指導者にご協力いただいている団体の方にも私のほうからそれについてはお願いをしてまいりたいと考えております。

○委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、よろしく申し上げます。

ほかの報告事項等は、先ほど関連で扱いましたので、以上で終わりにしたいと存じます。

ここで、教育委員の皆さんから発言がありましたらよろしく申し上げます。

(「ありません」の声あり)

○委員長 ないようですので、続きまして、「その他」の事項に入りたいと思っております。

庶務課長、一括してご説明をお願いします。

○庶務課長 「その他」といたしまして、1「資料配付」でございます。既にお配りしてございます「9月行事予定表」に加えまして、本日、机上に、区民大学のオータムオープンカレッジの資料を配付させていただいております。

2「出席依頼」でございます。本日2件ございまして、別紙の出席予定表のとおり、10月3日に陸上競技場で行われます中学校陸上競技大会には竹高委員、10月14日に陸上競技場で行われますかつしかスポーツフェスティバルには松本委員長にお願いしたいと思います。

3の次回の教育委員会でございます。9月13日金曜日、10時から行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長 それでは、これをもちまして、平成25年第8回臨時会を終了いたします。ご苦勞さまでした。

閉会時刻 12時10分